

平成13年5月25日

北 陸 財 務 局 長 談 話

1. 春江信用組合については、本日、預金保険法第74条第1項の規定に基づき、金融庁により、金融整理管財人による管理を命ずる処分等が行われたところである。

2. 今後、春江信用組合は、金融整理管財人による管理の枠組みの下で業務が継続されることとなるが、預金等については全面的に保護されるとともに、善意かつ健全な借り手への融資についても債務者の実情に応じたきめ細かな対応が図られることとなっているので、利用者におかれては、心配されることなく、冷静な対応をお願いしたい。

なお、預金払戻し等に必要な資金は、全国信用協同組合連合会から供給されることとなっている。

3. 北陸財務局としても、春江信用組合の取引先が資金調達に支障を来たすことのないよう、今後早急に政府系金融機関、信用保証協会や民間金融機関等に対し協力要請を行うとともに、同信用組合の業務が金融整理管財人によって円滑に運営できるよう最大限の協力を行ってまいりたい。